旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年１月４日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社シーラストラベルコンサルタンツ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5262号　④有限会社シーラストラベルコンサルタンツ　東京都世田谷区奥沢八丁目14番10号　代表取締役　渡辺博子　⑤㈲シーラストラベルコンサルタンツ　東京都台東区東上野５―13―４美玉ビル　⑥平成15年１月14日　⑧平成24年11月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区奥沢八丁目14番10号　有限会社シーラストラベルコンサルタンツ　代表取締役　渡辺博子

Ｃ　①株式会社レイズコーポレーション　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2642号　④株式会社レイズコーポレーション　大阪市北区中崎西一丁目８番24号　代表取締役　池田誠　⑤本社　大阪市北区中崎西一丁目８番24号　⑥平成24年８月30日　⑨平成24年11月29日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区中崎西一丁目８番24号　株式会社レイズコーポレーション　代表取締役　池田誠

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年１月４日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①トラベルサポート　プリーズ　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３―314号　④垂井健　新潟市中央区新光町４－１　⑤本社営業所　新潟市中央区新光町４－１　⑥平成15年２月18日　⑦平成24年11月21日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社エムズ（エムズ旅テラス）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―958号　④有限会社エムズ　津島市蛭間町字弁日204番地　代表取締役　松永矩雄　⑤本社営業所　津島市蛭間町字新田376―１　⑥平成９年12月22日　⑦平成24年12月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①旅工房ハヤシ観光　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―824号　④林冨士男　熊谷市上之1421―13　⑤本社営業所　熊谷市上之1421―13　⑥平成10年11月19日　⑦平成24年11月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年１月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①里山住研　②福島県知事⑵2624　③川原浩　④福島県西白河郡中島村大字松崎字住吉41―２　⑤1000万円　⑥福島県知事　⑦福島県西白河郡中島村大字松崎字住吉41―２　里山住研　川原浩